

杏林大学の点検・評価報告書

—平成13年度 大学基準協会相互評価用—



杏林大学

点検・評価報告書の刊行にあたって

杏林大学は平成5年8月に大学基準協会の加入審査を受けて維持会員となりました。平成6年度から毎年自己点検・評価のためのデータブックを作成して相互評価に備えてきました。平成11年12月に平成13年度の相互評価を受けることを決定し、翌12年5月自己点検・評価担当の学長補佐の医学部伊藤教授を委員長に4学部、3大学院研究科、付属病院の教員および事務系から委員を選出して準備にとりかかりました。その結果、13年8月に「大学基礎データ調書」と「点検・評価報告書」を予定通り協会に提出することができました。同年12月に八王子キャンパス、14年1月に三鷹キャンパスの視察と視察委員の質疑を受けて3月に評価の結果をいただくことになりました。今、日本の大学は国公立を問わず改革のまっただ中にあることは周知のところです。開学以来30有余年を経過した本学としては今までの歩みを振り返り、問題点を浮き彫りにするにはまたとないよい機会であったと思います。ここに大学基準協会に提出した報告書と調書を公刊して学内外から広くご意見をいただいて本学の明日からの発展に十分に活かす所存です。今回の報告書をまとめるにあたり、伊藤学長補佐をはじめとして資料の整理、編集に携わった学内の関係各位のご努力に深甚なる謝意を表します。

平成14年1月20日

杏林大学長 長澤 俊彦

杏林大学「点検・評価報告書」目次

点検・評価報告書の刊行にあたって

I. 序章

- 1. 相互評価実施までの経緯 1
- 2. 相互評価受け入れのための組織体制 3

II. 本章

1. 大学

- (1) 理念・目的 9
- (2) 教育研究上の組織 10
 - (一) 教員組織
 - (二) 事務組織
- (3) 学生の受け入れ 13
- (4) 施設・設備等 15
- (5) 管理・運営 17
- (6) 自己点検・評価の組織体制 19

2. 医学部

- (1) 理念・目的 21
- (2) 学生の受け入れ 21
- (3) 教育課程 23
 - (一) 学部の教育課程
 - (二) 生涯学習
- (4) 研究活動 31
- (5) 教員組織 32
- (6) 施設・設備等 35
- (7) 学生生活への配慮 36
- (8) 管理・運営 44
- (9) 自己点検・評価の組織体制 45

3. 医学研究科

- (1) 理念・目的 47
- (2) 学生の受け入れ 47
- (3) 教育課程 48
- (4) 教員組織 52
- (5) 施設・設備等 54
- (6) 管理・運営 54

4. 保健学部	
(1) 理念・目的	56
(2) 学生の受け入れ	56
(3) 教育課程	58
(一) 学部・学科の教育課程	
(二) 生涯学習	
(4) 研究活動	67
(5) 教員組織	69
(6) 施設・設備等	72
(7) 学生生活への配慮	73
(8) 管理・運営	75
(9) 自己点検・評価の組織体制	76
5. 保健学研究科	
(1) 理念・目的	79
(2) 学生の受け入れ	79
(3) 教育課程	80
(一) 研究科の教育課程	
(二) 生涯学習	
(4) 教員組織	84
(5) 施設・設備等	84
(6) 管理・運営	85
(7) 自己点検・評価の組織体制	85
6. 社会科学部	
(1) 理念・目的	86
(2) 学生の受け入れ	86
(3) 教育課程	88
(一) 学部の教育課程	
(二) 生涯学習	
(4) 研究活動	96
(5) 教員組織	97
(6) 施設・設備等	100
(7) 学生生活への配慮	101
(8) 管理・運営	104
(9) 自己点検・評価の組織体制	106
7. 外国語学部	
(1) 理念・目的	108
(2) 学生の受け入れ	109
(3) 教育課程	112

(一) 学部の教育課程	
(二) 教職課程	
(三) 生涯学習	
(4) 研究活動	122
(5) 教員組織	124
(6) 施設・設備等	128
(7) 学生生活への配慮	129
(8) 管理・運営	135
(9) 自己点検・評価の組織体制	136
8. 国際協力研究科	
(1) 理念・目的	138
(2) 学生の受け入れ	139
(3) 教育課程	143
(一) 研究科の教育課程	
(二) 教職課程	
(三) 生涯学習	
(4) 教員組織	150
(5) 施設・設備等	152
(6) 学生生活への配慮	153
(7) 管理・運営	155
(8) 自己点検・評価の組織体制	155
9. 付属病院	
(1) 理念・目的	157
(2) 組織	158
(3) 活動内容	161
(4) 施設・設備等	177
(5) 管理・運営	178
(6) 自己点検・評価の組織体制	181
10. 別科日本語研修課程	
(1) 理念・目的	182
(2) 学生の受け入れ	182
(3) 教育課程	183
(4) 研究活動	184
(5) 教員組織	184
(6) 施設・設備等	185
(7) 学生生活への配慮	185
(8) 管理・運営	186

11. 看護専門学校

(1) 理念・目的	187
(2) 学生の受け入れ	187
(3) 教育課程	190
(4) 研究活動	193
(5) 教員組織	194
(6) 施設・設備等	195
(7) 図書等の資料および図書館	196
(8) 学生生活への配慮	197
(9) 管理・運営	200

12. 図書館

(1) 理念・目的	202
(2) 組織	202
(3) 施設・設備等	204
(4) 管理・運営（活動内容）	205
(5) 分館の現状	209
(一) 医学部分館	
①組織・制度	209
②活動内容（サービス内容・利用状況）	210
③施設・設備（図書・資料の整備）	211
④管理・運営	213
(二) 保健学部分館	
①組織・制度	213
②活動内容（サービス内容・利用状況）	214
③施設・設備（図書・資料の整備）	216
④管理・運営	218
(三) 社会科学部・外国語学部合同分館	
①組織・制度	218
②活動内容（サービス内容・利用状況）	219
③施設・設備（図書・資料の整備）	220
④管理・運営	221

13. 国際交流研究所

(1) 理念・目的	223
(2) 組織	223
(3) 活動内容	224
(4) 施設・設備等	226
(5) 管理・運営	227

14. 国際問題研究所	
(1) 理念・目的	229
(2) 組織	229
(3) 活動内容	230
(4) 施設・設備等	231
(5) 管理・運営	232
15. 八王子保健センター	
(1) 理念・目的	234
(2) 組織	234
(3) 活動内容	234
(4) 施設・設備等	237
(5) 管理・運営	237
16. 情報処理教育センター	
(1) 理念・目的	238
(2) 組織	238
(3) 活動内容	239
(4) 施設・設備（学内LAN）等	240
(5) 管理・運営	242
17. 入学センター	
(1) 理念・目的	243
(2) 組織	243
(3) 活動内容	244
(4) 施設・設備等	245
(5) 管理・運営	246
18. キャリアサポートセンター	
(1) 理念・目的	247
(2) 組織	248
(3) 活動内容	250
(4) 施設・設備等	252
(5) 管理・運営	253
III. 終章	
相互評価を受けて（「杏林大学に対する調査事項」への回答）	257
IV. 大学基礎データ調書	275

I. 序 章

1. 相互評価実施までの経緯

本学が平成6年に大学基準協会の維持会員に加入登録してから、平成11年で5年が経過した。その間、維持会員に加入申請時の改善勧告に対して、大学として勧告に沿った改善努力をしてきた。そこで大学評議会議長である長澤俊彦学長は、平成13年度に大学基準協会の相互評価を受けることを決意し、その準備に入ることを表明した。しかし大学基準協会の相互評価を受けるに当たっては、大学全体の意思統一を図る必要があるため、従来の組織とは別に全学的な準備体制が必要と考えられた。そのため平成12年4月付けで自己点検・評価担当の学長補佐が任命され、その任務に当たることになった。

平成12年4月17日、学長によって4学部の教務部長、学生部長が招集され、大学基準協会の相互評価導入のための自己点検評価体制が討議された。そこで自己点検・評価担当の学長補佐を委員長とし、4学部の教務部長、学生部長からなる会議を「自己点検・評価基本事項検討委員会」（以下、基本事項検討委員会）とすることが決定された。委員会は毎月1回開催し、附属病院からの委員1名を加えることとした。自己点検・評価の実施は、学内既存の「自己評価委員会」に依頼することとした。以下はその後の活動経緯である。

平成12年5月15日：第1回基本事項検討委員会

相互評価導入のための自己点検・評価の組織体制について討議し、自己点検・評価運営委員会は新たに設けず、基本事項検討委員会を実質的な運営委員会とすることとした。

次いで大学基準協会の説明会資料「大学評価申請手続きの進め方について」をもとに、今後の準備の進め方と日程について確認した。

平成12年7月17日：第2回基本事項検討委員会

本学の自己・点検評価報告書である「杏林大学の現況」にこれまで記載されてきた大学、各学部・研究科、附属病院の理念・目的を総点検した。その上でこれらが、理念・目的としての条件、1) 建学の精神や大学、学部・研究科設立の経緯と今日までの歴史が反映されている、2) 学問分野、専攻領域の違いなどに基づく個性や特徴が反映されている、等を備えているかどうか各学部・研究科、附属病院の自己評価委員会に再検討するよう依頼した。

平成12年7月19日：第3回基本事項検討委員会

各学部・研究科の「理念・目的」に関する検討作業の進捗状況について報告を受けた。

「点検・評価報告書」の様式について、大学基準協会の示す構成モデルを検討した結果、モデルDが複数の学部からなる本学に最も適していると判断された。しかし項目の一部に変更の必要性も生じ、モデルDを基本にした杏林大学モデルを作成することとした。

平成12年9月18日：第4回基本事項検討委員会

「点検・評価報告書」の構成様式となる「杏林大学モデル」原案について検討し、一部を改

訂してこれを決定した。

全学部、研究科、付属病院の理念・目的が出そろったのを受け、次の委員会で内容の検討に入ることにした。

平成12年10月16日：第5回基本事項検討委員会

全学部、研究科、付属病院の理念・目的について検討した結果、全体の整合性を図るため、以下の趣旨に沿った修正が必要であると判断された。

- 1) 建学の精神との関わりは、学部の理念・目的で述べるが、研究科では重複を避けるため省略する。
- 2) 学部の理念・目的には、建学の精神から読みとれる“知識”、“人間性”、“技術”に加え、社会の要請が強い“判断力”を盛り込む。
- 3) 研究科の理念・目的では、“研究の推進”、“研究者の育成”、“高度専門職業人の育成”といった研究や専門性に重点を置く。

平成12年11月26日：第6回基本事項検討委員会

前回の委員会で修正した「各学部、研究科、付属病院の理念・目的」を最終案として確認し、「点検・評価報告書」の各項目毎に執筆者リストを作成した。

執筆に向け、12月に三鷹キャンパスで大学基準協会事務局による説明会を開催することとした。

平成12年12月4日：大学基準協会事務局による説明会

執筆者を含む学内関係者約50名が参加した。大学基準協会事務局による「大学評価申請手続きの進め方について」約1時間の説明を受けた後、実務的な質疑応答が行われた。

平成13年1月15日：第7回基本事項検討委員会

平成9年に本学が大学基準協会に提出した「大学基準協会維持会員へ加入登録時の勧告事項に対する改善報告書」を配布し、「点検・評価報告書」の作成にあたって、その内容を盛り込むよう依頼した。

原稿（初稿）の締め切りを3月末日とし、その後、報告書として全体の様式や内容を統一するための修正を加え、最終稿を8月末の提出期限までに完成させる予定とした。

平成13年3月19日：第8回基本事項検討委員会

この時点で、提出された原稿は1件のみであった。報告書作成の資料として必要な平成12年度の基礎データ調査の完成見込みが5月以降となるため、とりあえず平成11年度の基礎データ調査を総務部に作成してもらい執筆の便宜を図ることとした。

平成13年4月16日：第9回基本事項検討委員会

提出された「点検・評価報告書」原稿のうち、形式が適正なものは4件、形式が不適正なのは7件であった。その他、8部門の原稿が未提出であった。不備のある原稿は、コメントをつけて、執筆者に返送し、未提出の学部・部門には督促を行うこととした。

教員業績集に掲載する論文の範囲は、それぞれの学部の事情で異なるため、学部の判断に任せ、

別個にまとめることとした。

平成13年5月21日：第10回基本事項検討委員会

「点検・評価報告書」原稿は1部門を除いて出そろったが、大学基準協会が求める「主要点検評価項目」に沿った項目立てができていない学部・部門が多いため、執筆者に「主要点検評価項目」を再度提示し、改訂を依頼した。

平成13年6月18日：第11回基本事項検討委員会

大学基準協会に提出する「基礎データ調書」は平成13年5月1日現在のものとなるため、完成見込みは7月下旬に変更となった。そこで6月中は平成11年度の基礎データ調書をもとに「主要点検評価項目」に沿った点検・評価を行い、7月中に基礎データ調書の完成を待って、手直し作業を行うこととした。

平成13年7月16日：第12回基本事項検討委員会

提出された最終原稿を一冊に合本して配布した。項目立ての記号のふり方、年号や学年の表記法、資料の引用方法、文体などに整合性がなく、さらに数回の編集作業が必要と判断された。

その後の作業は各学部1名の代表者が週1回集まり、主要点検評価項目の不足部分を補い、また完成した「基礎データ調書」に基づき「点検・評価報告書」本文中の数値を入れ替えるなどの改訂を重ねた。そして「点検・評価報告書」ならびに「基礎データ調書」を8月末に大学基準協会に提出した。

本報告書は、その時提出した「点検・評価報告書」の内容全てと「基礎データ調書」の主要部分を一冊にまとめたものである。なお本章中に引用されている表は、基礎データ調書中の表を指す。

2. 相互評価受け入れのための組織体制

相互評価実施に当たった基本事項検討委員会ならびに自己評価委員会の委員構成は以下の通りである。またこの他に学部、研究科、付属病院、看護学校、別科、図書館、研究所、センターに所属する多くの方々に執筆の労をおとり頂いた。また基礎データ調書は、総務部によってまとめられたことを付記し、関係した方々に感謝致します。

自己点検・評価基本事項検討委員会

委員長	伊藤泰雄	(学長補佐)
委員	蜂屋順一	(医学部教務部長)
同	東原英二	(医学部学生部長)
同	岸 邦和	(保健学部教務部長)
同	川澄岩男	(保健学部学生部長)
同	千葉 洋	(社会科学部教務部長)
同	栗田陸雄	(社会科学部学生部長)
同	藤井 明	(外国語学部教務部長)
同	増淵静四郎	(外国語学部学生部長)
同	跡見 裕	(医学部付属病院副院長)

事 務

総務部長 中川泰男
総務課長 大藤 昭
総務主任補佐 天蔵千晴

医学部評価委員会

委員長 小林宏行 (学部長)
委員 蜂屋順一 (教務部長)
同 東原英二 (学生部長)
同 石井良章 (病院長)
同 平井直樹 (図書館長)

医学研究科評価委員会

委員長 小林宏行 (学部長)
委員 蜂屋順一 (教務部長)
同 東原英二 (学生部長)
同 石井良章 (病院長)
同 平井直樹 (図書館長)

保健学部評価委員会

委員長 金森政人 (学部長)
委員 岸 邦和 (教務部長)
同 川澄岩雄 (学生部長)
同 飯田加奈恵 (教授)
同 今留 忍 (助教授)
同 田中 薫 (学内講師)
同 一條優華 (助手)

保健学研究科評価委員会

委員長 金森政人 (学部長)
委員 岸 邦和 (教務部長)
同 川澄岩雄 (学生部長)

社会科学部評価委員会

委員長 田久保忠衛 (学部長)
委員 千葉 洋 (教務部長)
同 栗田陸雄 (学生部長)
同 武内 成 (教授、社会科学部分館長)
同 平松茂雄 (教授)
同 黒田有子 (助教授)

外国語学部評価委員会

- 委員長 大柳英二 (学部長)
委員 藤井 明 (教務部長)
同 増淵静四郎 (学生部長)
同 椎名和男 (別科長、国際交流研究所長)
同 松井博光 (教授、外国語学部分館長)
執筆協力 赤井孝雄 (教授)

国際協力研究科評価委員会

- 委員長 田久保忠衛 (社会科学部長)
委員 大柳英二 (外国語学部長)
同 椎名和男 (別科長、国際交流研究所長)
同 千葉 洋 (社会科学部教務部長)
同 岸 邦和 (保健学部教務部長)
同 平松茂雄 (社会科学部教授)
執筆協力 小山三郎 (外国語学部教授)

付属病院評価委員会

- 委員長 石井良章 (病院長)
委員 跡見 裕 (副病院長)
同 北本 清 (副病院長)
同 島崎修次 (副病院長)
同 中村幸雄 (副病院長)
同 長島ちよ子 (看護部長)
執筆協力 石田 均 (医学部教授)

1. 大学

(1) 理念・目的

a. 理念・目的とそれに伴う人材養成等の適切性

〔現状の説明〕

杏林大学は、「教育基本法及び学校教育法に則り、かつ建学の精神に基づいて、崇高な人類愛と高度の科学精神を基盤とするすぐれた人材の育成を目的とし、もって広く人類の福祉に貢献することを使命とする。」(杏林大学学則、第1章第1条)。

また杏林大学大学院は、「大学建学の精神に則り、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめて、文化の進展に寄与することを目的とする。」(杏林大学大学院学則第1章第2条)

建学の精神は、「眞・善・美の探究」である。眞は学問、善は良き人間性・人格、美は優れた感性・風格を意味し、これらの探求を通じて人間形成を図り、国家と人類社会の興隆と繁栄に役立つ有為な人材を育成することが本学に共通する理念である。

理念・目的や建学の精神は、各学部が発行する教授要目、履修要目、学生案内はもとより、受験生に大学、学部、学科、大学院研究科等の概要を紹介したパンフレット「杏林大学」、英文パンフレット「Kyorin University」にも記載され周知徹底が図られている。

〔点検・評価〕〔長所と問題点〕

杏林大学の理念・目的は「建学の精神」に基づいている。建学の精神である「眞・善・美の探究」は、大学の目的を唱った学校教育法第52条「広く知識を授けるとともに…、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする」に合致するため、杏林大学の理念・目的全体もまた学校教育法に良く整合するものとなっている。

また杏林大学大学院の理念・目的も、「大学建学の精神」に則り、「学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめて、文化の進展に寄与する」という学校教育法第65条に定める大学院の目的に沿ったものである。

杏林大学の沿革は、昭和28年(1953年)松田進勇(杏林学園創立者)が現在の三鷹キャンパスの地に、三鷹新川病院(後の新川総合病院)を開設し、昭和41年(1966年)に臨床検査技師を養成する杏林学園短期大学(後に保健学部へ改組)を設立したのに始まる。昭和45年(1970年)4月、松田進勇は医療における人間性の回復を唱えて、良き臨床医育成を理念とする杏林大学医学部を創設した。同時に新川総合病院はそのまま医学部附属病院となった。その後、昭和54年(1979年)、八王子キャンパスに保健学部を設立し、さらに同キャンパスに昭和59年(1984年)社会科学部を、昭和63年(1988年)外国語学部を開設するまでに発展した。その間、医学研究科、保健学研究科、国際協力研究科を相次いで併設し、2000年(平成12年)に大学発足からちょうど30周年を迎えた(表1及び別表1「杏林大学の沿革」)。

別表1 杏林大学の沿革

1953.4：創立者・松田進勇が本学の母体となる三鷹新川病院開設
1966.4：杏林学園短期大学開設（1979.4 保健学部へ改組）
1970.4：杏林大学医学部並びに医学部附属病院開設
1975.4：附属高等看護学校開設（1977.9 医学部附属看護専門学校と名称変更）
1976.4：大学院医学研究科開設
1979.4：保健学部開設
1984.4：社会科学部並びに大学院保健学研究科開設
1988.4：外国語学部並びに別科日本語研修課程開設
1993.4：大学院国際協力研究科開設
1994.4：保健学部看護学科開設
1997.4：附属国際交流研究所並びに附属国際問題研究所開設

杏林大学が医学部に始まり、その後、総合大学へと発展した結果、杏林大学学則第1章第1条（目的）にある「…もって広く人類の福祉に貢献することを使命とする」だけでは不十分の感がある。社会科学部、外国語学部の理念・目的にも整合させる必要がある。

〔将来の改善・改革に向けた方策〕

学則第1章第1条（目的）の条項に、全学部の理念・目的に整合するような適切な字句（例えば人類の平和と幸福に貢献するといった字句）を補う必要がある。

(2) 教育研究上の組織

a. 大学の教育研究上の組織の適切性

(一) 教員組織

〔現状の説明〕

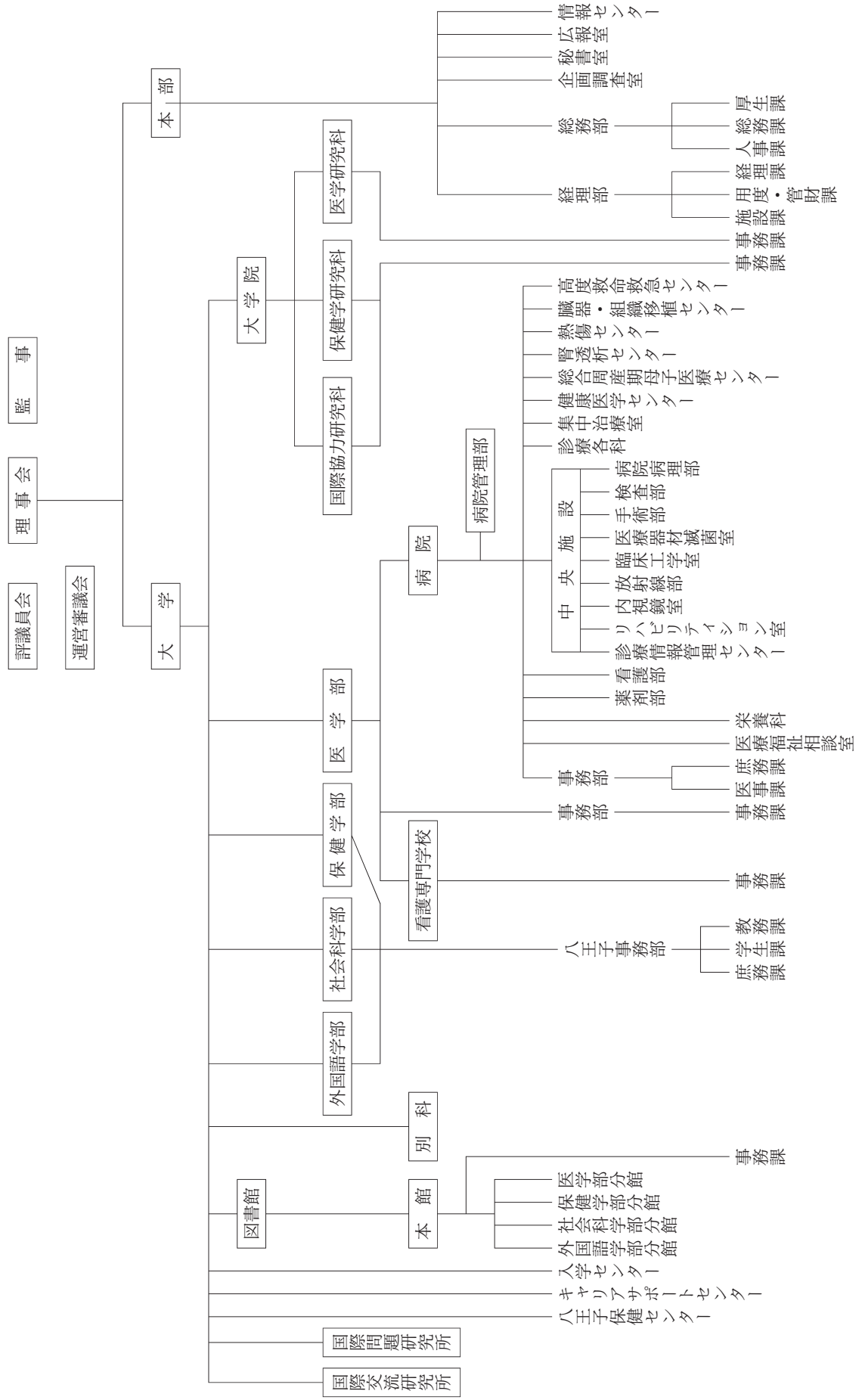
本学の組織は、4学部、大学院(3研究科)、別科、図書館、3センター、2研究所からなる。医学部には看護専門学校と病院が附属している（別表2「学校法人杏林学園組織図、平成13年7月現在」）。大学キャンパスは、医学部のある三鷹キャンパスとその他の3学部がある八王子キャンパスに分かれている。大学本部は三鷹キャンパスにあるが、事務部は両方のキャンパスにある。

全学部の専任教員数は、医学部156名、保健学部69名、社会科学部43名、外国語学部38名の計306名である（表10）。専任教員の個々の学科目または講座名並びに授業科目は表12に、年齢構成は表14に示す通りである。大学院研究科に専任教員はおらず、全て学部教授が兼担している（表10）。

学部、大学院研究科以外に本学八王子キャンパスには国際交流研究所と国際問題研究所の2つの研究所がある。国際交流研究所は国際交流に関する研究、留学生の引き受け、交

別表2 学校法人杏林学園組織図

(平成13年7月1日現在)



換留学生を送り出す活動を行っている。国際交流研究所に1名の専任教授がいる(表10)。

国際問題研究所はワシントンに研究施設を持ち、社会科学部教員が常駐して、本学学生の北米海外研修の他、教員や大学院生が北米の歴史、文化、政治の調査研究を行うのを支援している。

その他、入試情報を提供する入学センター、情報処理教育と学術研究の振興を目的とする情報処理教育センター、八王子キャンパスの学生、教職員の健康保持を目的とする八王子保健センター、就職斡旋ためのキャリアサポートセンターがある。(情報処理教育センターは、平成13年7月三鷹の中央情報処理室と統合して、情報センターに改組された。)

〔点検・評価〕〔長所と問題点〕

専任教員1人あたりの在籍学生数は医学部3.6人、保健学部13.0人、社会科学部33.0人、外国語学部36.3人である(表10)。実験や実習が多い医学部、保健学部では教員1人当たりの学生数が少なく、少人数教育の実践を可能にしている。一方、文系の社会科学部、外国語学部でも教員の熱意のもとに“person to person”のきめ細かい教育が実践されている。

二つの研究所は、社会科学部、外国語学部の学生あるいは大学院生に国際的視野からの勉学の間を提供しており、他大学に例を見ないユニークなものとして評価される。

組織上最大の問題は、キャンパスが三鷹地区と八王子地区に分かれ、キャンパス間の交通が不便な点である。このため、医学部と他の3学部間で学生や教職員の交流は少なく、兼任教員の移動や全学的な会議や委員会の出席にも多くの時間が割かれている。この点を除けば、本学の教育研究上の組織は概ね理念・目的に則して機能していると判断される。

〔将来の改善・改革に向けた方策〕

大学が学生に選ばれる時代となり、八王子キャンパスへの交通アクセスの悪さは大学の生き残りをかけた大問題である。その対策の1つとして、平成13年度より国際協力研究科では平日夜間および土曜日の授業を三鷹キャンパスでも受講できるようにしたところ社会人学生に好評である。また八王子キャンパス全体の、より交通の便の良い地域への移転についても検討中である。

(二) 事務組織

〔現状の説明〕

杏林大学全体の業務運営上の組織として学園本部(杏林学園組織及び処務規程第10条)がある。その下には広報室、秘書室、企画調査室、中央情報処理室、総務部、経理部が置かれている。これらは業務運営全般の企画、執行、連絡、調整及び総務・経理に関する業務を行っている(同規程、第11条)。総務部には総務課、人事課、厚生課が置かれており、総務課の業務の分掌は庶務一般、文書、教務関係、人事課の業務は人事、給与、労務関係、厚生課の業務は保険事務、職員の安全衛生、福利・厚生関係などである。経理部には経理課、用度・管財課、施設課が置かれ、用度・管理課は不動産管理、物品管理を行っている。

この他、三鷹キャンパスには医学部事務部(事務課)が、八王子キャンパスには、医学部以外3学部の八王子事務部(教務課、学生課、庶務課)がある。三鷹の事務課は教務係、学生係、庶務係から構成されている(杏林学園組織及び処務規程第20条の3～第22条)。こ

これらの事務部は主にそれぞれの学部の教育、学生生活、及びキャンパス内の施設の維持管理に関する業務に携わっている。

〔点検・評価〕〔長所と問題点〕

キャンパスが三鷹地区と八王子地区に分かれていることが、事務上の連絡、伝達、文書の輸送などの上で不便を生じている。電話の内線、FAX、学内LANと週3回(月、水、金)の学内配達便が主な連絡手段となっており、効率は決して良くない。また二つのキャンパスの事務部がお互いの業務内容を把握し、意思疎通を円滑にするためにも、移動を含む人事交流は今後も必要である。

事務部門の一層の効率化には、学内LANの活用を含むIT化の推進が望まれる。そのためには、学内の情報処理能力の強化と一般事務職員のIT教育が必要である。

〔将来の改善・改革に向けた方策〕

平成13年7月三鷹の中央情報処理室と八王子の情報処理教育センターを統合して、情報センターを設け、学内のIT化を一層推進する計画である。

(3) 学生の受け入れ

a. 学生募集の方法、入学者選抜方法の位置づけとその適切性

〔現状の説明〕

入試に関する情報提供は、従来各教務部を通じて行われてきたが、平成12年7月新たに学長直轄の入学センターが設置され、全学的な入試関連広報をここに集約した(入学センターの項参照)。

平成13年度の大学一般入試は、医学部医学科、保健学部の臨床検査技術学科、保健学科、看護学科、社会科学部社会科学科、外国語学部外国語学科の各科で実施された(表4)。なお外国語学部では4月入学の一般入試を、2科目入試(1月)と語学入試(2月)の2回行った。一般入試以外にも、保健学部では推薦入試、帰国子女入試、外国人留学生入試を、社会科学部ではセンター入試、推薦入試、帰国子女入試、外国人留学生入試を、外国語学部では、センター入試、AO入試、推薦入試、帰国子女入試、外国人留学生入試、社会人入試を実施している(表4)。なお平成10年(1998年)からは、社会科学部と外国語学部が Semester(学期)制度、春秋入学制度を導入したため、一般入試を社会科学部では年2回、外国語学部は年3回(春2回)実施している。

平成10年(1998年)から保健学部、社会科学部、外国語学部では3年次編入学制度を実施している(表3)。

大学院一般入試は医学研究科、保健学研究科、国際協力研究科で実施している。国際協力研究科で一般入試とは別に社会人を対象とした社会人入試も実施している。研究科修士課程(医学部は博士課程)の入学者数の内訳は表9の通りである。

その他医学部付属看護専門学校が一般入試を、別科日本語研修課程が外国人留学生を対象に書類選考による選抜を実施している。

〔点検・評価〕〔長所と問題点〕

平成13年度の本大学入学者数は、医学部90名、保健学部227名、社会科学部417名、外国語学部436名の合計1170名であった（表4）。うち学部の社会人学生数は外国語学部の5名（表5）、留学生数は医学部1名、保健学部5名、社会科学部10名、外国語学部133名の計149名であった（表6）。また学部の帰国子女学生数は4名（表7）であった。また第3年次編入学生は、保健学部、社会科学部、外国語学部の3学部合計で122名であった。

わが国の人口構成や社会情勢の変化に伴い、すでに”大学が選ばれる時代”が始まっている。特に、社会科学部、外国語学部においてここ数年、受験生の減少傾向が危惧されている。減少の主な原因として、受験者人口の減少、長引く不況の影響下での国公立志向が考えられる。本学でも、入学センターを設置し、よりきめ細かい入試情報の提供に努める一方、オープンキャンパス、高校での入試説明会の開催、地方受験の実施、複数回の一般入試（春2回や春秋2回）、推薦入試条件の緩和などの対策を実施している。

セメスター制度は半年完結型のカリキュラムであり、帰国子女、国際交流、社会人への門戸開放などの点でメリットが大きい。また在籍学生が半年間の海外研修、ボランティア活動、スポーツなどを行いやすくなるため個性的な学生の育成に効果があると思われる。秋卒業の学生にとって就職活動が不利になることが懸念されるが、企業の通年採用が拡大することが期待される。

編入学制度は、教職課程をとりたい、興味ある分野の知識をさらに深めたい、など動機はさまざまであるが、編入生は概して目的意識がはっきりしていて勉強熱心であり、クラス全体に良い教育効果を及ぼしている。

一方平成13年度の大学院入学者数は、医学研究科28名、保健学研究科11名、国際協力研究科47名であり、うち社会人は保健学研究科3名と国際協力研究科の8名の計11名であった。留学生は医学研究科1名と国際協力研究科15名であった（表9）。医学部の卒業生が少ないことを考慮すれば、医学研究科への入学が少ないのはやむを得ないが、社会医学系を含む基礎系専攻の志願者が3名と少ないのは問題である。

〔将来の改善・改革に向けた方策〕

受験人口が減少する中で本学への入学志願者を多く集めるには、入学センターや大学・学部のホームページを活用しての入試情報の提供強化、地方受験地の増加、入試方法の多様化、推薦入試条件の緩和に取り組む一方、いかに魅力ある大学をつくるか、カリキュラム内容の再編と地理的に不利な八王子キャンパスの交通事情の改善が必要である。

大学院研究科に関しては既に国際協力研究科で実施している春秋2回の入学を、平成14年度から医学、保健学研究科でも実施予定である。

b. 学生収容定数に対する在籍学生数の比率とその適切性

〔現状の説明〕

平成13年度の学部2学科（別科を含む）の学生収容定員4,270名に対し在籍学生総数は5,119名と収容定員に対する在籍学生総数の比率は1.20と20%のオーバーであった（表2）。学部別には外国語学部1.26、社会科学部1.23、保健学部1.10、医学部1.02であった。

大学院研究科の収容定員及び在籍学生数を表8に示す。修士課程の収容定員に対する在籍学生数の比率は、保健学研究科1.6、国際協力研究科1.1に対して、博士課程のそれは、

医学研究科0.3、保健学研究科0.4、国際協力研究科0.8であった。

〔点検・評価〕〔長所と問題点〕

定員に対する在籍学生数は、保健学と医学部は適正な比率である。外国語学部と社会科学部で収容定員超過率はやや大きいものの、入学後半年前後で自分の目的とした進路と異なることを理由に退学する学生が数十名いることを考慮すれば、概ね適正と判断される。

大学院の3研究科の中で医学研究科の生理系、病理系専攻の学生数充足率（定員に対する在籍学生の比率）は、ともに1%と低調である。一方、学部横断的、学際的色彩の濃い国際協力研究科では、修士課程で110%、博士課程で70%の充足率を確保している（表8）。この研究科のもつ近代的な社会性や国際性が魅力になっているものと思われる。

〔将来の改善・改革に向けた方策〕

外国語学部と社会科学部の在籍学生数を、できるだけ収容定員に近づける努力が今後必要である。

大学院研究科、とりわけ医学研究科の基礎系専攻の学生確保に努力する必要がある。このため、製薬企業などの社会人が基礎系大学院に入学しやすいように、平成14年度から医学研究科の実験実習費の徴収を廃止し、学納金を年額40万円削減することとした。

(4) 施設・設備等

a. 教育研究目的を実現するための施設・設備等諸条件の整備状況の適切性

〔現状の説明〕

校地面積は三鷹地区54,555m²、八王子地区129,912m²の計184,467m²である。校舎面積は三鷹地区35,725.0m²、八王子地区35,557.0m²の計71,282.0m²であり、三鷹地区の附属施設には附属病院、附属看護専門学校、体育館が、八王子地区には体育館、職員宿舎がある（表23）。

講義室は、三鷹地区に6、八王子地区に79、合計85室あり（表24）、講義室の使用率は平均28.0%であった（表25）。

図書館は、医学部分館、保健学部分館、社会科学部分館・外国語学部分館（合同分館）の4つがある（表27）。それぞれの図書冊数、利用状況など（表27～30）については「12. 図書館」の項に譲る。

各学部が使用する講義室の数は、医学部6、保健学部14、社会科学部26、外国語学部26、別科4である。その他、演習室として保健学部が25室、外国語学部が5室を使用している（表43）。

大学院研究科の専用施設としては、保健学研究科が演習室3室を、国際協力研究科が講義室9室、演習室2室、学生自習室4室を確保しているが（表44）、その他の研究科は学部の実習室、実験室やコンピュータ室などを共用している（表46）。

学部の実習・実験室は、三鷹キャンパスに12室、八王子キャンパスに29室あり、うち語学学習施設（LL教室）は6室有り、各学部の専用教室となっている（表45）

医学部附属病院の総面積は、臨床実習病床361室8,147m²を含む39,424m²である（表47）。学生のための学外の厚生施設としては相模湖畔の借り上げ施設「相模湖クラブハウス」

がある。大学から車、または電車で1時間余りの距離に位置し、文化系や体育系のクラブおよびサークル、学部のゼミナールや研究室単位で利用できる。また八王子キャンパスに勤務する職員は、教育・研究のために宿泊の必要が生じた場合は「八王子宿泊施設」を利用できる。

学内LANは平成12年度に構築され、学内連絡のみならず教育、研究活動に便宜を提供している。メールアドレスは教職員に付与されており、各学部の研究室、教授室、助教授・講師室等に設置された端末よりインターネットへ接続して情報の検索や電子メールの使用が可能となっている。

〔点検・評価〕〔長所と問題点〕

八王子キャンパスは教育研究目的を達成するのに十分な施設、設備を備えているが、主要駅からの交通が不便なことが、教職員、学生の最大の負担となっている。現在J R八王子駅からキャンパスの専用バス運行について区間バス会社と交渉中である。

一方、三鷹キャンパスはJ R、私鉄の3駅からアクセス可能な比較的便利な位置にあり、教育研究目的のための施設、設備を備えている。特に外来棟、入院病棟の改築が完成した医学部付属病院は、医学部学生、保健学部看護学科や看護専門学校の学生に理想的な教育実習の場を提供している。

学部の施設、設備が充実しているのに比べ、大学院の施設、設備の整備が遅れている。大学院専用の研究施設、講義室の確保が必要である。

学生の厚生施設として、八王子キャンパスには学生食堂、書籍店、体育館、グラウンド、柔道場、剣道場、部室、学生会室、学生相談室が、三鷹キャンパスには学生職員食堂、書籍店、売店、体育館、プール、部室、学生談話室、学生会室が整備されている。

相模湖クラブハウスは研修室が少ないため、ゼミ活動・文化系クラブ等の合宿には不十分である。

学内LANは教員同士の連絡、大学の情報公開に役立っているが、端末数の制約から未だ一般事務職員や学生が自由に電子メールを利用できるまでには至っていない。

〔将来の改善・改革に向けた方策〕

主要駅から八王子キャンパスへの交通の便を改善する必要がある。

大学院の施設、設備面の改善策として、平成13年度より放射線同位元素、電子顕微鏡、フローサイトメトリー、蛋白質・核酸分析、生体機能実験の各部門の共同研究施設を大学院施設へ移管し、保健学研究科の学生も利用可能とした。また平成13年9月には三鷹キャンパスに3研究科共用の大学院講堂が完成し、学会、研究会、国際会議開催などの利用が可能となる。

将来的には、一般学生や教職員が利用できる厚生施設の充実が望まれる。

平成13年度に、中央情報処理室（三鷹）と情報処理教育センター（八王子）を改組して「情報センター」に統合し、全学的なIT化を促進する計画である。これによって学生への情報サービスの支援強化と学園業務一般の効率化が期待される。

b. 施設・設備等を維持・管理するための学内的な責任体制の確立状況

〔現状の説明〕

用地、建物、建物付属設備および構造物その他一切の施設の管理運営は杏林学園校舎構内等管理規定に則っている。校舎等の管理責任者は理事長であり、各施設管理区分毎に総括者、管理分掌者及び看守者がおかれている。学園本部施設の総括者は理事長の指名する理事があたるが、その他施設の総括者は学長である。管理分掌者は、各学部施設は各学部長、図書館施設は図書館長、付属病院施設は病院長、看護専門学校施設は校長である。看守者は、学園本部施設は総務部長、医学部施設は医学部事務長、他の3学部施設は八王子事務部事務長、図書館施設は図書館課長、付属病院施設は病院事務長、看護専門学校施設は事務課長がその任に就き、管理分掌者を補助し、所属職員を指揮して管理業務を遂行する。

〔点検・評価〕〔長所と問題点〕

学園本部の経理部には用度・管財課、施設課が置かれ、それぞれ物品の購入、施設や物品の管理、設備の保安全管理を行っている。

学部の建物及び施設の使用許可及び維持管理に関する看守業務は、医学部事務部事務課の庶務係と八王子事務部の庶務課あたり、必要に応じて学園本部の用度課、管財課、施設課と連携して、滞りなく運営されている。

〔将来の改善・改革に向けた方策〕

さしあたって施設・設備等の維持・管理に関する責任体制に改善・改革の必要はないが、三鷹と八王子キャンパスで施設、設備面で格差が生じないように学園の施設全体のチェック機構が必要である。

(5) 管理・運営

a. 大学の運営機構

〔現状の説明〕

学校法人杏林学園は理事会を置き、法人の業務方針を決定している。理事会で選任された理事長は業務執行の最高責任者として、法令および杏林学園寄附行為に規定する職務を行い、法人内部の事務を総括する。また法人は職員、卒業生、学識経験者から成る評議員会を置いており、理事長は予算、借入金、その他重要事項について、あらかじめ評議員会意見を聞かなければならない(杏林学園寄附行為)。運営面では理事会と各学部教授会との調整にあたる組織として運営審議会がある。学則や諸規定の制定や変更、教育、研究、学生に関する重要事項、教職員人事などが審議される(杏林学園運営審議会規程)。運営審議会の構成員は、理事長、理事3名以内、大学長、副学長、各学部長、各教務部長、各学生部長、付属病院長、別科長、看護専門学校長、理事長の指命する参与である。

学則および諸規定の制定・改廃、大学の自己評価などに関する事項は、大学評議会において審議される(学則第12条の2)。大学評議会は学園長、学長、副学長、学部長、付属図書館長、各教授会構成員の中から教授会により選任された者、各2名より構成されている。

教職員組織としては、学園長、学長、副学長、付属病院長、付属図書館長、付属図書分館長、医学部付属専門学校長、及び就職部長が置かれ、各学部には学部長、学科長、教務

部長、学生部長が置かれている(学則第6条)。学園長は、理事会で選任され教学を総理する。学長は専任教員の選挙によって選出され、理事長によって任命される。任期は4年である。学部長、附属図書館長は学長の推薦に基づき、理事会の議を経て理事長によって任命され、任期は2年である。教務部長、学生部長は、学部長の推薦に基づき運営審議会の議を経て、学長が任命する。任期は同じく2年である。学部の最高意思決定機関は、4学部それぞれの教授会である。教授会は教育、教員人事、学生、研究などに関する事項を審議する。各学部は、教務委員会をはじめとする各種委員会を設置し、審議事項を学部長に報告している。

大学院および研究科の管理運営には大学院委員会及び研究科委員会があたる。大学院委員会は学長を委員長とし、各研究科委員長及び各研究科委員から選ばれた委員で構成される。各研究科委員会は、各研究科の教授で組織され、研究科長を委員長とする。

〔点検・評価〕〔長所と問題点〕

理事会は年6回、評議員会は年3回程度開催され法人組織としての運営を効率よく行っている。運営審議会は理事会と教授会との調整機関であり、毎月1回開催され、2個所のキャンパスに分かれた4学部、3研究科、別科、附属病院、看護専門学校の運営調整に役立っている。大学評議会、大学院委員会は、必要に応じて年2～3回開催され、学則、諸規程の改定、自己点検に関する事項を審議、決定している。

4学部教授会はそれぞれ活発にその責務を果しているが、各教授会間の連絡はない。この点体育、語学などの各学部共通して行われる教養系のカリキュラムについて兼担教員や非常勤講師などの重複や欠員を生じないように各学部間の調整が必要である。

〔将来の改善・改革に向けた方策〕

平成13年度から学長のもとに各学部教務部長が集い、学部間の調整を行っている。また、現在各学部間の責任者の印鑑によって行われている稟議書などの決済はややもすると時間がかかるので、これをITの促進と合わせて能率よく短期決済できるよう考慮中である。

教学環境の改善には、財政基盤の確立が不可欠である。諸経費節減の一方で、学納金の他、各種補助金、寄付金、病院収入などで増収を計り、財源確保に努める必要がある。

b. 学長の選任手続きの適切性、妥当性

〔現状の説明〕

学長候補者の選考は、運営審議会が推薦する学長候補者適任者を、選挙管理委員会が管理する選挙によって行われる(杏林大学長選考規程)。学長候補者の条件は、人格高潔で学識がすぐれ、大学の管理運営と教学指導に関し識見と実行力を持ち、かつ建学の精神の理解と実現に熱意を有することである。学長候補者の選挙は、全学の専任教員による単記無記名投票によって行われる。学長候補者に当選した者は、運営審議会より学長に報告され、さらに学長から理事長に報告される。

学長の任期は4年で、再任は妨げないが引き続き8年を越えることはできない(杏林大学役職規程)。

〔点検・評価〕〔長所と問題点〕

今まで複数候補で選挙が争われたことはなく、運営審議会が選出した学長候補者適任者の実質的な信任投票である。しかし学長には本学の発展に大きく寄与した人が選出されており、妥当な選択がなされている。

〔将来の改善・改革に向けた方策〕

改善・改革の予定はない。

(6) 自己点検・評価の組織体制

a. 自己点検・評価を恒常的に行うための制度

〔現状の説明〕

杏林大学学則（第1条の2）は、教育研究水準の向上を図り、大学の使命、目的を達成するために、本学における教育研究活動等の状況を自ら点検、評価することを定めている。自己評価は大学評議会の審議事項となっている（杏林大学学則第12条の2）。

大学評議会は、自己点検・評価の実施計画、実施要領等の基本方針を定める。評価の実施は、各学部、各研究科、病院におかれた自己評価委員会がその任に当たる。各学部の自己評価委員会は、学部長、教務部長、学生部長、および数名の教員から構成されている。評価項目は、大学基準協会の「大学評価マニュアル」に準拠し、教育理念、教育活動、研究活動、教員組織など12項目にわたる。評価委員会がまとめた結果は、大学評議会に報告され、大学評議会の依頼に基づき自己点検・自己評価編集委員会が「杏林大学の現況」を作成している。「杏林大学の現況」は平成5年度より毎年発行されている。

〔点検・評価〕〔長所と問題点〕

各学部にある自己評価委員会は年数回から毎月定期的に行われているが、問題点の指摘に留まることが多い。

〔将来の改善・改革に向けた方策〕

自己評価委員会は、実質的な討論を行って、具体的な方策・提案を示す必要がある。今回の自己点検評価報告書を、数年に一度改訂することが、今後の大学自己点検・評価の改善につながると期待される。

b. 将来の発展に向けた改善・改革を行うためのシステム

〔現状の説明〕

大学評議会に報告された自己点検・評価の結果は、大学評議会の議長である学長が該当する部署に改善を求める。

〔点検・評価〕〔長所と問題点〕

自己点検・評価の結果を、改善・改革に直結させる特別なシステムはなく、既存の組織システムが活用されている。大学評議会で大学全体の改善・改革に向けた方策に関する実質的

大学

な討議がなされる必要がある。

〔将来の改善・改革に向けた方策〕

7年毎に大学基準協会の相互評価を受けることによって、将来の発展へ改善・改革を進めたい。